介護保険制度が変わります（その２）

住み慣れた地域で いつまでも元気に暮らしていけるように 介護予防サービスを充実

介護予防と悪化防止を重視

介護保険制度は、これからさらに進む高齢社会の中で、この制度を持続可能な制度とするために、健康寿命を延ばし、要介護状態にならないための介護予防や軽度の要介護者の状態の悪化防止を重視した制度へと改正されました。

また、介護保険制度導入から5年を経過して行われた今回の制度改正は、総合的な介護予防システムの確立を目指すために、

①地域包括支援センターを核とした予防重視型ケアマネジメントの確立

②地域支援事業の創設

③新予防給付の創設

の3点に重点が置かれました。

そしてこの3つは市が責任を持って実施していくこととされています。

認定方法の見直し

新予防給付の創設とあわせて、軽度の認定者の認定方法も見直されました。新予防給付の対象となるのは、下図のようにこれまでの要支援者に加え要介護1のうち改善の可能性が高い人であり、以前の要支援は要支援1に、要介護1は要支援2と要介護1に区分されるようになりました。

予防重視型システムへの転換（全体概要）

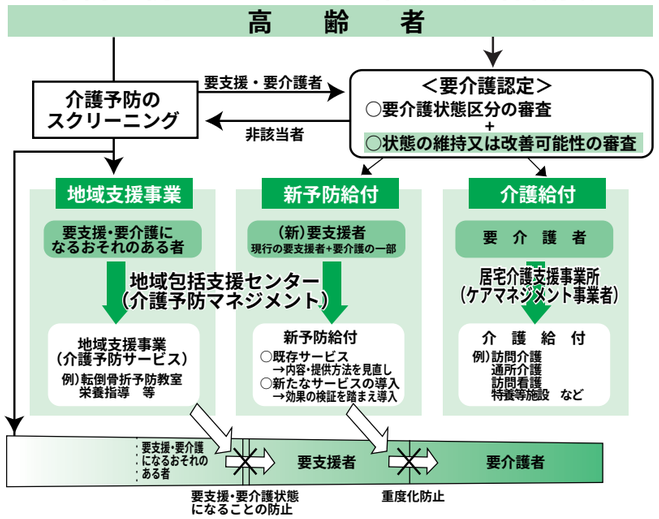

新しい介護予防では、家事をヘルパーさん任せにするのではなく、利用者も一緒に洗濯物を干したり、料理をつくって後片づけをしたり、できることを増やしていく積極的なマネジメントを実施していきます。

また、現行のサービスを再評価、見直し、軽度者の特性にあったより自立を高めるサービスへと転換していくことを目指しています。市では、おひとりでも多くの方が自立していきいきとした生活を送っていただけるよう、予防に重点をおいて高齢者の状態に応じたさまざまな事業を用意しています。

介護認定区分の新旧対照図

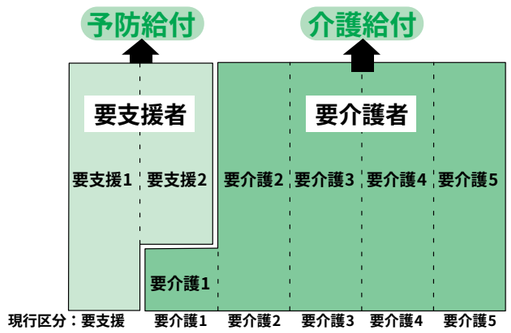

地域包括支援センターの設置

市では、介護予防システムとして「地域支援事業」「新予防給付」の取り組みを推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化していくため、平成18年度に地域全体に目配りできる「地域包括支援センター」を市役所東別館一階に設置します。

センターの統括部門には保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーを置き、生活圏域には担当保健師等を配置します。さらに、日常生活圏域ごとに身近な相談窓口「介護あんしん窓口」（6ヵ所）を配置し、相談内容や事業に応じ、センターから必要な専門の職員を派遣します。

センターでは、①総合相談・支援事業（高齢者に関する各種の相談業務等）、②包括的・継続的マネジメント支援（地域の多様な社会資源を活用した支援体制の構築）、③介護予防ケアマネジメント事業（要支援者のケアプラン（介護支援計画）の作成等）などを行います。

このようにセンターを核として、元気な高齢者に対する介護予防一般高齢者施策および要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者に対する介護予防特定高齢者施策を推進していきます。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ

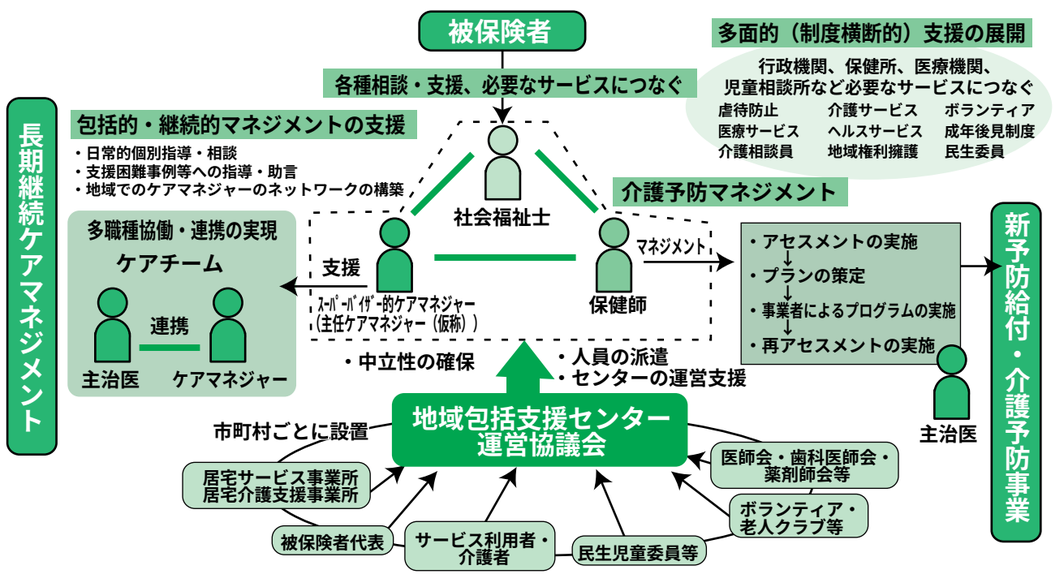

地域包括支援センター運営協議会委員を募集しています

市では、4月から市役所東別館一階に「地域包括支援センター」を設置するのに伴い、その業務や運営に対し、ご意見をいただく運営協議会委員を募集しています。

○応募資格

・介護予防、地域での取り組み等への意見をお持ちで、平成20年3月末まで活動ができる市内在住の方

・原則、平日の午後の会議に出席できる方（年3～4日）

○募集対象

・1号被保険者（65歳以上）

・2号被保険者（40歳～64歳）

・サービス利用者やその家族

○応募方法

「はがき・封書・Eメール」などに、住所・氏名・年齢・電話番号・介護予防の取組みや地域でできることなどあなたのご意見を添えて応募ください。

○締切り　4月14日（金）

○あて先　市高齢者介護福祉課「地域包括支援センター運営協議会委員募集」係

〒526-0031
長浜市八幡東町632番地
☎(65)7789　F(64)1437
メール kourei_kaigo@city.nagahama.shiga.jp